

「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」の概要

第1 趣旨

本指針は、電離放射線障害防止規則で定める指定緊急作業等に従事し、又は従事した労働者（以下「緊急作業従事者等」という。）が、当該指定緊急作業等や放射線業務に従事するときの健康の保持増進のための措置が、適切かつ有効に実施されるよう定めるもの。

第2 長期的健康管理のための取組

- 1 事業場の規模に応じた事業場内管理体制を確立し、健康診断、ストレスチェック及びその結果に基づく面接指導を適切に実施する。
- 2 緊急作業に従事した間の被ばく線量（実効線量）が、
 - ・ 1年につき50mSvを超えた者に対して、1年に1回、白内障の検査を実施する。
 - ・ 100mSvを超える者に対して、1年に1回、がん検診等（甲状腺の検査は3年から5年に1回）を実施する。
- 3 緊急作業従事者等に対して、保健指導等を実施する。
- 4 緊急性の高い作業に従事することによる精神面への影響を踏まえ、労働者が50人未満の事業場であっても、ストレスチェックを実施すること。

第3 通常被ばく限度を超えた緊急作業従事者等に係る中長期的な線量管理

- 1 事故発生時を含む線量管理期間の次の線量管理期間以降の放射線管理
事故発生時を含む5年間の線量管理期間の次の線量管理期間以降の放射線管理については、残余の線量（生涯線量である1Svからこれまでの累積線量を減じたもの）を残余の就労期間で除することによって得られる値を5倍することにより、5年あたりの被ばく限度を緊急作業従事者等ごとに個別に設定する。
- 2 事故発生時を含む線量管理期間内での通常被ばく適用作業での放射線管理
事故発生時を含む線量管理期間内に緊急被ばく線量と通常被ばく線量を合算した線量が通常被ばく限度である5年100mSvを超える緊急作業従事者等について、原子力施設の安全な運転等を担保するために必要不可欠な要員に限り、追加的に、年間5mSvを超えない範囲で通常の放射線業務に従事させることができる。

第4 緊急作業従事者等のデータベースの整備

- 1 緊急作業従事者等を緊急作業又は放射線業務に従事させる事業者は、健康診断結果や線量等管理実施状況報告書等を国に報告する。

緊急作業従事者等が転職後に新たに放射線業務に従事する場合も同様とする。

- 2 緊急作業従事者等には、国が設置するデータベースへの登録証が送付され、国の支援窓口に登録証を提示することにより、被ばく線量や健康診断結果等の記録の写しを受け取ることができる。
- 3 緊急作業における被ばく線量が50mSvを超える者は、被ばく線量等が記載された手帳の交付を受けることができる。

第5 国が行う必要な援助等

- 1 緊急作業従事者等に対する、がん検診等の受診勧奨。
- 2 支援窓口での、緊急作業従事者等に対する健康相談や保健指導。
- 3 第2の2に該当する緊急作業従事者等に対する、検査の費用の全部または一部の援助。